

このニュースは、栃木県医師会会員の皆様の福利厚生を目的として発行しています。

### 第26号メニュー

ジャンル	NO	タイトル	年間テーマ
税務・会計・相続	1	ハッピー経理(4)～やさしい簿記	「借り方貸し方初級簿記の考え方」シリーズ
法律・行政	2	医療法人制度改革の行方	「医療制度改革」シリーズ
	3	第5次医療法改定の影響	「医療法人の新しい制度」シリーズ
	4	レセプトオンライン請求義務化!	「診療報酬制度」シリーズ
税務・会計・相続	5	証券優遇税制延長の先に見えるもの・・・	「役に立つ税務知識」シリーズ
	6	生命保険及び退職金に関する相続税対策	「資産内容別相続税対策」シリーズ
医業経営	7	事務長・奥様の管理機能を探る	「病医院の運営を考える」シリーズ
金融・保険	8	生命保険・金融商品の豆知識	「金融に関する知識」シリーズ
人事・待遇	9	モチベーションの下がらない実践指導 PART2	「人事・待遇マナー」シリーズ
医療安全	10	医療法改正に関する省令および通知(案)の概要	「医療リスクマネジメント」シリーズ

### 法人の設立申請・認可スケジュールについて

栃木県保健福祉部医事厚生課 発信

#### 平成18年度 医業経営セミナーのご案内(予定)

魅力あるテーマをご準備しています。  
ぜひお近くの会場へ足をお運びください。

#### 医業経営ライフコンサルタントグループ 各種サービス(無料)のご案内

生命保険一覧表作成サービス

#### バックナンバーのご紹介

[http://www.tochigi-med.or.jp/ consl](http://www.tochigi-med.or.jp/consl)

本ニュースのバックナンバー(創刊号～前号まで)は、『栃木県医師会医業経営コンサルタント』のホームページで常時公開しております。会員の皆様のお役に立つように厳選した、その時々旬な情報が満載です。ぜひご利用ください。

#### よろず相談窓口(県医師会内)

TEL: 028-600-1171

(受付時間 平日AM9:00～PM5:00)

医業経営に関することなら何でもOKの「よろず相談窓口」。ご好評につき、引き続き開設中です。経営全般、財務、税務、人事、生命保険、損害保険、資産運用、その他...  
専門の認定コンサルタントが親身になって、あらゆるご相談をお受けいたします。左記までお気軽にお電話ください。

【お問合せ先】 栃木県医師会 教育・福祉課 (担当: 三沼・田村)

〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1 とちぎ健康の森内

TEL 028-622-2655 FAX 028-624-5988

## **栃木県医師会『医業経営ライフ・コンサルタントグループ』が提供している業務内容です。**

栃木県医師会が認定した公認会計士、税理士、プランナー等の専門家が業務を提供しております。医業経営でお悩みの場合は、お気軽にご相談ください。相談につきましては無料で行っております。

相談窓口：栃木県医師会

医業経営ライフ・コンサルタントグループ事務局

電話 028-600-1171

### **< 税務・会計業務 >**

医療機関を多数顧問している公認会計士、税理士が会計帳簿の作成、確定申告、節税対策などを始めとして、医業経営をサポートいたします。

### **< 職員研修業務 >**

接遇研修で医療機関の雰囲気が大きく変わった事例が多数あります。専門家による的確な職員指導で接遇向上をサポートいたします。

### **< 医療法人申請業務 >**

医療法人の設立は一般法人と異なり専門性が求められています。平成19年4月には医療法が改正され設立可否の判断基準にも難しさが増してきます。このような環境下、医療分野の実務経験の豊富な公認会計士・税理士が医療法人設立をサポートいたします。

### **< リスクコンサルタント業務 >**

生命保険・損害保険は、環境の変化（医業収益の変化、ライフスタイルの変化）に対応できるように定期的にチェックする必要があります。医療法人として保険の機能を最大限に活用するために、また、個人で効率的に保険に加入するために、保険・税務の知識が高く、実績・実務経験が豊富なプランナーが皆様を支援いたします。

### **< 病院機能評価取得支援業務 >**

2006年3月現在、全国1997病院が認定されています。特に難しい基準が求められているのではなく、本来行われなければならないことが確実に実践されているかどうかの検証結果に対して認定がなされます。

病院機能評価を取得するだけでなく、取得申請を通じて病院の改善にお役立ちいただくシステムの構築を実績豊富なコンサルタントが構築支援いたします。

### < ISO9001取得支援業務 >

医療機関の業務品質の統一を図るとともに、医療機関の現場で活用できるシステムを作らない限り、生きたシステムとして定着しません。

また、病院機能評価とダブルで取得することで、目標時期を定めた改善を日々の業務の中で実践できるシステムを、実績豊富なコンサルタントが構築支援いたします。

### < Pマーク取得支援業務 >

個人情報保護法施行に伴い、医療機関のより厳格な個人情報の保護が求められています。医療機関ではPマーク取得事例はまだ少ないのですが、重要な情報を使用しているだけに情報漏れが発生すると重篤な事態を招きますので、事前の備えが必要です。危機管理体制の構築を実務経験豊かなコンサルタントが支援いたします。

### < 診療報酬請求漏れ対策 >

2年に一度の診療報酬改定に対して、医事の現場対応が後手に回っていませんか。レセプトの見直しを通じて同じ診療、同じ患者数でも診療収入増額を図ることが可能となります。実務経験豊かなコンサルタントが皆様の経営をサポートいたします。

### < 開業支援業務 >

開業に伴う事業計画策定・資金計画策定と金融機関との交渉の支援などを医療機関に特化している公認会計士・税理士が支援いたします。

## 栃木県医師会『医業経営ライフコンサルタントグループ』の活動理念

1. 中立の立場で、常に顧客利益を優先する。
2. プライバシー保護の立場から顧客情報は秘密・厳守する。
3. 実務・保険・税務並びに関連した知識の習得に努め、顧客に最高水準の情報・知識を提供して、最善の助言をする。
4. 職業的、技術的能力を最大限に発揮し、最高の成績を獲得する。
5. 法令・業法の規定をすべて厳守する。

# スケジュールに誤りがございましたので訂正いたします

## ご案内

### 医療法人の設立申請・認可スケジュールについて

栃木県保健福祉部医事厚生課 発信文より

医療法人化をめざす医療機関は、都道府県知事の認可を受けて法人を設立することになっています。その際、知事は医療審議会の意見を聴いたうえで、認可の是非を決定しなければなりません。

そこで、栃木県では例年、年に2回（春と秋）の医療審議会法人部会を開催し、関係各界有識者等から意見を聴いています。

平成19年度の第1回目の医療審議会法人部会は、以下のスケジュールで開催される予定ですので法人を設立しようとする方は、以下の申し込み期限までに医療厚生課に申し出てください。

期限までに申し出があったものは、原則として平成19年度の第1回目の医療審議会法人部会に諮問いたします。

なお、平成19年4月からの改正医療法施行に伴い、現行の医療法に基づく医療法人の設立と、医療法改正に基づく医療法人の設立認可申請の時期が異なりますので、ご注意ください。

医療法人の設立を検討中の病院・診療所は、医療法人審議会法人部会の開催時期とその前に設定される申請書提出締切日に留意のうえ、栃木県医事厚生課との協議、準備を進めてください。

#### 【第1回目医療審議会法人部会等スケジュール】

	(現行医療法)	(改正医療法)
申 込	2 / 1 6 まで	3 / 3 1 まで
予備審査	3 / 1 6 まで	4 / 2 7 まで
認可申請	3 / 3 1 まで	5 月中旬
医療審議会	5 月下旬	5 月下旬
認可書交付	6 月上旬	6 月上旬

医事厚生課地域医療担当

Tel 028-623-3084

# 平成18年度医業経営セミナーのご案内

【事務局】栃木県医師会 教育・福祉課（担当：三沼・田村）  
TEL：028-600-1171

平成18年度は「法律」「税務」「労務管理」「人事・待遇」のテーマで、  
医業経営に役立つ12のセミナーを実施してまいります。

各セミナーの開催案内は、全会員の先生に送付させていただきます。

日時・場所等が変更となる場合もございますので、必ず各セミナーの開催案内をご確認の上、ご参加賜りたくお願い致します。

地区	回目	セミナー 講師はすべて栃木県医師会認定の医業経営ライフコンサルタントです。	日時	場所
宇都宮市	済	ご存知ですか？ 医療法人制度改正の最前線とその行方を探る	2006年 6月21日（水） 午後7時～9時	ホテルニューイタヤ 宇都宮市大通り 2-4-6
	済	講師 浅沼みらい税理士法人 代表社員税理士 浅沼 孝男 (株)AG・メディカル・マネジメント 常務取締役 川俣 喜弘		
	済	ドクター必見！ 「今だからこそ始める」相続・事業承継対策	2006年 9月20日（水） 午後7時～9時	
	済	講師 荻原会計事務所 税理士 荻原 英美		
宇都宮市	済	第1部：スタッフ向け 苦情撃退 実践研修 第2部：先生向け ここがポイント・採用のヒケツ！	2006年10月25日（水） (第1部)午後6時～8時 (第2部)午後8時～9時	護国会館 宇都宮市陽西町1-37
	済	講師 (有)エファ 代表取締役 菊地 理恵		
小山市	済	注目！ 第5次医療法改正と一人医師医療法人の姿とは？	2006年 7月19日（水） 午後7時～9時	小山グランドホテル 小山市神鳥谷202
	済	講師 KPMGエムシー(株) 代表取締役 佐久間 賢一		
	済	第1部：スタッフ向け 苦情撃退 実践研修 第2部：先生向け ここがポイント・採用のヒケツ！	2006年 9月27日（水） (第1部)午後6時～8時 (第2部)午後8時～9時	
	済	講師 (有)エファ 代表取締役 菊地 理恵		
小山市	済	悩み解決！ クリニックの税務調査のポイントとケーススタディ	2006年10月18日（水） 午後7時～9時	小山市神鳥谷202
	済	講師 浅沼みらい税理士法人 代表社員税理士 浅沼 孝男		
小山市	済	最新！労務管理のポイントとは 一歩進んだ対応で勝ち組クリニック	2007年 1月17日（水） 午後7時～9時	小山市神鳥谷202
	済	講師 浅沼みらい税理士法人 代表社員税理士 浅沼 孝男 常務取締役 川村 浩		
栃木市	済	新病院会計準則による経営の透明性の確保－医療法人の 資金調達の多様化、退職給付会計、リース会計等の影響－	2006年 8月23日（水） 午後7時～9時	サンブラザ 栃木市片柳町 2-2-2
	済	講師 関根公認会計士事務所 公認会計士 関根 則次		
	済	患者様が選ぶ優良クリニックとは！ クリニックの経営改善をお教えます	2006年11月15日（水） 午後7時～9時	
	済	講師 田島会計事務所 税理士 田島 隆雄		
栃木市	済	第1部：スタッフ向け 苦情撃退 実践研修 第2部：先生向け ここがポイント・採用のヒケツ！	2007年1月24日（水） (第1部)午後6時～8時 (第2部)午後8時～9時	サンブラザ 栃木市片柳町 2-2-2
	済	講師 (有)エファ 代表取締役 菊地 理恵		
栃木市	第4回	「選ばれる病医院」を目指して！ 職員活性化とISO9001	2007年2月21日（水） 午後7時～9時	サンブラザ 栃木市片柳町 2-2-2
	第4回	講師 荻原会計事務所 税理士 荻原 英美		

# 医業経営ライフ・コンサルタントグループ

## 各種サービス（無料）のご案内

### 生命保険一覧表作成サービス

入院されたり、万が一の時には、自ら請求しない限り保険金は支払われません。ところが、多くの先生方が何種類もの保険に加入されていますので、「いざ」というときに、どこのどのような保険に加入されていたか正確にはわからないということが大変多いようです。もしも保険証券を紛失されていたら・・・

#### ご加入の生命保険を一覧表にすることで・・・

- ・ 被保険者別、証券別にすべての項目が整理できます。
- ・ 保険の有効期間、支払期間が一目瞭然となります。
- ・ 保障額の合計、支払額の合計が明確になります。
- ・ 損金処理額、貯蓄額も明確になります。
- ・ 入院保険がどこに、いくら付加されているか、わかります。

さらに、生命保険は「生活習慣病」にもたえられますが、取り返しのつかない症状が出る前に、一覧表を作成してみることで、保険の健康診断になります。

これまでに、多くの先生方の一覧表を作成してきましたが、保険の全体像を俯瞰することができた結果、1千万円単位で無理・無駄を改善できた先生が殆どであり、たいへん喜んでいただいているサービスです。

別添の「生命保険一覧表作成サービス申込書」に必要事項をご記入の上、お電話またはFAXにてお申し込み下さい。

# テーマ1] ハッピー経理 (4)~ やさしい簿記

(借り方貸し方初級簿記の考え方シリーズ )

荻原会計事務所 税理士 荻原 英美

## 1. 簿記とは医療行為である

簿記はその人の行動が借り方貸し方という仕訳を通して克明正確に結果として表現されます。その人の日々の活動結果がひいては健康だったり、病気になったり、そして死に至る。経過行為が仕訳を媒体にして正確無比に貸借対照表並びに損益計算書に導き出される。我々が食する食べ物は、簿記的に言うと、冬の暖房費だったり、厚い防寒具だったり、インフルエンザの予防費だったり、冬のボーナスであったり、そのための社会保険料だったり、忘年会費だったりします。それらの投下設備費や、運営費が適度に機能的にバランス良く消化器で消化されれば、過大投資、肥満にならず最適費用で、効果的な健康状態を保つことができる。

又循環器系に喩えれば、高血圧等にならず心臓等が快適に作動するためには売上が順調に日々収益されなければならない。安定的な血液の循環の為には繰り返し繰り返し患者初診、再診と来院してくれることである。よく経営的に「安定経営」という用語が使われるが、安定とは繰り返し繰り返しまんべんなく患者様が来院してくれることです。売上は患者数×単価のかけ算です。

同じく品質の向上と経営的に言われますが、「品質の向上とは」単位当たり、1人当たりの収益性、生産性等を向上させることを指します。そのため新しい技術、新しい事業形態、新しい組織造りをしながら密度を上げることです。このことは呼吸器系の仕事に似ています。生きることは朝起きて夜就寝するまでではありません。一呼吸が人生です。大事な呼吸すると言うことは、社長業の管理運営することに当たります。院長が思想したことが体の器官経営体に影響します。思想が簿記の仕訳一個一個に記録され数値結果になります。思想が幼稚であるときには小児科に世話になります。成人になり難問が押し寄せて来ると精神科の世話にもなります。

診療点数の改訂、不況、競争激化、少子高齢化等の影響で一時的に皮膚病になり皮膚科の世話にならざるをえなかったりもします。時には突然の従業員の退職で擦り傷をし外科の世話になるかも知れません。

税法等の法律が改正になると、子会社等を設立する等産婦人科のお世話も必要になります。

## 2. アカウンタビリティ

アカウンタビリティという会計説明責任が簿記の終着点です。仕訳から導き出された成果を、債権者、株主、その他の利害関係者に財務諸表を通して書類で説明すると同時に、株主総会、取締役会、債権者会議等で口答での説明責任があります。最近の会社法改正および中小企業会計指針で説明のための脚注表示がこと細かく説明表示することが強制されました。虚偽の記載については徹底的に罰せられ、上場も廃止される企業も出現してきました。グローバルスタンダードはコンプライアンス経営の嘘をつかない法令遵守です。違反すると業界から抹殺されます。

患者に対するインフォームドコンセントがより大切な要素になってきました。患者は医療の専門用語は容易にわかりませんが、ドクターが丁寧に説明してくれたことは理解し感謝します。最後に「心配ないですよ」とわれた言葉は万国共通の安心語です。簿記の1仕訳1仕訳の行為が病医院の信頼と繁盛の基礎となることでしょう。

# テーマ2] 医療法人制度改革の行方

(医療制度改革シリーズ )

(株)AGメディカル・マネジメント 医療事業部長 川俣 喜弘

## 平成19年4月以降の医療法人の運営上の留意点（新医療法に明記）

### 新医療法人（拠出金制度の法人）のみに適用

- (1) 解散時の残余財産の帰属先が医療法に明記された。  
医療法人が定款等に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、  
国、地方公共団体、医療法人その他の医療提供者で厚生労働省で定めるものの  
うちから選定されるようにしなければならない（新医療法第44条、50条）とされ  
た（「拠出金制度の法人」）。  
既存の持分あり社団医療法人には「当分の間」経過措置（改正法附則10条）が  
設けられた。

### 既存の医療法人にも適用

- (1) 自主的運営基盤の強化や運営の透明性の確保が明記された。  
医業経営の基本原則として、「医療法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとと  
もに、その提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保を図り、その地域に  
おける医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすように務めなければ（新医  
療法第40条の2）。」と規定された。
- (2) 地方自治法第244条の2第3項に規定する「指定管理者」として公の施設である病院、  
診療所又は介護老人保健施設を運営できることが明記された（新医療法第42条カッコ  
書き）。
- (3) 医療法人の行える附帯業務の拡大が図られた（新医療法第42条）。  
医療法人が直接老人福祉法第29条1項に規定する「有料老人ホーム」の経営を行うこ  
とが可能となった（新医療法第42条1項八号）。
- (4) 社団医療法人は、定款に社員総会に関する事項を定めることとされた（医療法第44条  
2項七号）。そして、少なくとも毎年1回は定時社員総会開催するよう明記された（新  
医療法第48条の3第1項）。その際の議決権について、一人一個ということも明記さ  
れた（新医療法第48条の4）。
- (5) 役員の任期（2年を超えることはできない。ただし、再任可。医療法46条の2第3項）  
役員の補充（理事・監事の定数5分の1超が欠けたときは、1月以内に補充しなければ  
ならない。新医療法第48条の2）について明記された。
- (6) 監事の職務が明記され、監事を中心とした医療法人の経営チェック体制が構築される  
こととなった。

#### [監事の職務]

医療法人の業務を監査すること。

医療法人の財産の状況を監査すること。

医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、会計年度終了  
後3ヶ月以内に社員総会又は理事に提出すること。

監査の結果、業務・財産に関し、不正や法令・定款等の違反という重大事実がある場合に  
都道府県知事等に報告すること。

社団医療法人の監事は、報告のため必要があれば社員総会を招集する。

医療法人の業務・財産の状況について、理事に対して意見を述べること。

(新医療法第46条の4第3項)



## 医療法人の附帯業務の拡大(医療法)

医療法人の附帯業務として、有料老人ホームのほか、社会福祉法第2条第2項に掲げる第1種社会福祉事業及び同法第2条第3項に掲げる第2種社会福祉事業のうちから、厚生労働大臣が定めるものを追加し、医療と福祉の切れ目ないケアを強力に推進する。

介護サービスや障害者福祉サービスの進展など福祉を取り巻く環境が大きく変化しており、医療と福祉が連携してサービスを提供することが今まで以上に求められている。(例:社会的入院の解消と患者の生活の場の整備など)

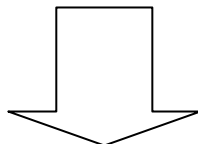
社会的入院の解消や患者を地域全体でケアするという観点からの生活の場の整備など医療政策・福祉政策の今後の在り方に対応するためにも、医療法人の今後の活躍が求められている

医療法人の経営の幅を広げ、地域に必要なケアを医療法人が切れ目なく提供できるようにするとともに、良質で効率的な医業経営に資することとする。

	第1種社会福祉事業	第2種社会福祉事業
社会医療法人	ケアハウスの設置・運営 知的障害児施設など児童の入所施設の設置・運営など 身体障害者療護施設など障害者の入所施設の設置・運営 社会福祉法人に限定されている 特別養護老人ホーム等は対象外	保育所など通所施設の設置・運営など  デイサービスセンターなど通所施設の設置・運営など
医療法人	ケアハウスの設置・運営	

## 監事を中心とした医療法人のチェック体制

医療法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従う。(新医療法第50条の2)

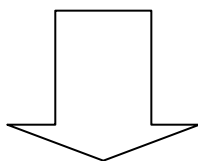


医療法人は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に事業報告書等(注)を作成する。

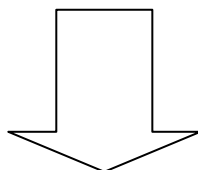
(新医療法第51条1項)

(注) 事業報告書等とは、

- イ) 事業報告書
- ロ) 貸借対照表
- ハ) 財産目録
- ニ) 損益計算書
- ホ) その他厚生労働省令で定める書類



理事は、事業報告書等を監事に提出しなければならない。(新医療法第51条2項)



監事は業務・財産の状況を監査し、3ヶ月以内に監査報告書を作成  
(必要があれば)業務・財産の状況について理事に意見を述べる。  
業務・財産の状況に不正や法令違反等あれば都道府県知事等に報告し  
必要があれば社員総会等を招集する。(新医療法第46条の4第3項)

## テーマ3】第5次医療法改定の影響 ~ 今後の対応策 ~ (医療法人の新しい制度シリーズ )

KPMGエムシー(株) 代表取締役 佐久間 賢一

第5次医療法改正法案は、平成18年6月21日に「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律第84号」として成立されました。  
法律改正趣旨としては、以下の目的を挙げています。

良質な医療を提供する体制を確立するため、都道府県を通じた医療機関に関する情報の公表制度の導入等医療に関する選択に資する情報の提供の推進、医療の安全を確保するための体制の整備、医療計画制度の拡充・強化等を通じた医療提供体制の確保の推進、地域における医療従事者の確保の推進、非営利性の強化等医療法人に関する制度の見直し、行政処分を受けた医師等に対する再教育制度の創設等医療従事者の資質の向上等の措置を講ずること。

この目的の中で特に次の項目に注視したいと思います。

- (1)都道府県を通じた医療機関に関する情報の公表制度の導入等医療に関する選択に資する情報の提供の推進。
- (2)非営利性の強化等医療法人に関する制度の見直し。

それは、以上の2点が多くの医療機関に共通して影響が出る項目と予測されるからです。  
(2)の非営利性の強化等医療法人に関する制度の見直しは、今回の改訂の中でも特に大きな点として重要ですので、残余財産の帰属に関する問題として前回分に記載致しました。  
もう一つ事項としては、(1)の都道府県を通じた医療機関に関する情報の公表制度の導入等医療に関する選択に資する情報の提供の推進。  
この事項の中には、2つの面からの情報開示が求められることになります。

一つは医療機関に関する情報の公表制度の導入です。関連条文を見てみますと、

### 医療法第51条

医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他厚生労働省令で定める書類を作成しなければならない。

この条文は大きく改定されたものではなく、旧条文より具体的な書類を明示した点に留まります。

#### 医療法第52条

医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に届けなければならない。

- 一 事業報告書
- 二 監事の監査報告書

この条文は旧条文が届出を毎会計年度終了後二月以内にとしていたのを、二月以内の届出は実務的に無理な為に、実態に合わせて三月以内とし、提出書類に監事の監査報告書を追加しました。

注視しなければならないのは、次の内容です。

#### 医療法第52条の2

都道府県知事は、定款若しくは寄付行為又は前項の届出に係る書類について請求があった場合には、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

旧条文では、医療法人の債権者に閲覧の対象者を限定していたのに対し、改定条文では対象者の限定を外しており、誰でも閲覧を求めることが出来ることとなります。

又、閲覧の場を旧条文では、医療法人の執務時間内はいつでもとし、基本的には医療法人内での閲覧を前提にしていたが、改定条文では誰でも都道府県知事に対して閲覧請求を行うことが出来るようになります。

その結果として医療機関運営の公益性、透明性を高めることを意図しています。

今後の医療法人としての対応は、運営の公益性、透明性に答える体制、仕組み作りを検討しなければならないこととなります。

もう一つの情報開示の視点は、「医療に関する選択に資する情報の提供の推進」というものです。

医療法の広告規制緩和は過去に何度か行われ、当初の第69条の規程からはかなり緩和された内容になり、更に今年の4月1日以降広告可能となる項目が追加されることとなります。

今回の改訂での大きな変更点は、開示出来る情報を限定するという方針から、必要な情報を患者さんに提供することを義務化するという大きな方針転換が出されたことです。

#### 第6条の2

国及び地方公共団体は、医療を受ける者が病院、診療所又は助産所の選択に関して必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講じるように努めなければならない。

同時に国も地方公共団体指導で、患者さんが医療機関を選択する為の情報提供に努めることを求めています。

第6条の3

病院、診療所又は助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するとともに、当該事項を記載した書面を当該病院等において閲覧に供しなければならない。

具体的には、平成19年度中に基本情報としての「名称、開設者、所在地、電話番号、診療科目、診療日、診療時間、病床種別及び届出、許可病床数」を都道府県への届けが求められます。

そして、その基本情報を各都道府県はホームページや紙媒体で公表することになります。

更に、平成20年度には管理・運営・サービス・アメリティに関する事項、提供サービスや医療連携体制に関する事項、医療の実績・結果に関する事項も届出が必要となります。

これらの情報を基に、患者さんは医療機関を選択する資料として活用することになり、更にはより詳しい情報を求めてくることになります。

患者さんの視点に立った有用な情報をタイムリーに提供し、患者さんから選ばれる医療機関へと体制作りが必要不可欠となってきます。

## テーマ4] レセプトオンライン請求義務化！

(診療報酬制度シリーズ )

(株)AG ムディカル・マネジメント 医療事業部長 樋口 和良

### レセプト電子化で医療費適正化

「医療保険事務全体の効率化」を理由に政府は2005年12月と2006年3月、レセプト提出方式を2011年度から原則すべてオンラインに切り替えることを盛り込んだ「医療制度改革大綱」と「規制改革・民間開放推進3カ年計画」を閣議決定しています。

前回(2006年9月)の臨時国会の所信表明演説を行った安倍首相は「レセプトの電子化などにより医療費適正化に取り組む」と明言しています。

また、政府のIT戦略本部の医療評価委員会も2006年10月24日に「レセプトの分析により架空請求や二重診療、医療費の無駄をあぶり出すべき」とする意見などを盛り込んだ論点をまとめています。

一方、レセプトオンライン請求の完全義務化に向けた準備も着々と進展しているようです。社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険団体連合会が現在、レセプトの電子化に必要なソフトなどのインターフェースを開発しているといいます。「完成後は医療機関に安価で提供される見通し」(厚労省保険局保険システム高度化推進室)。

### 紙レセプトは支払期日延期かも

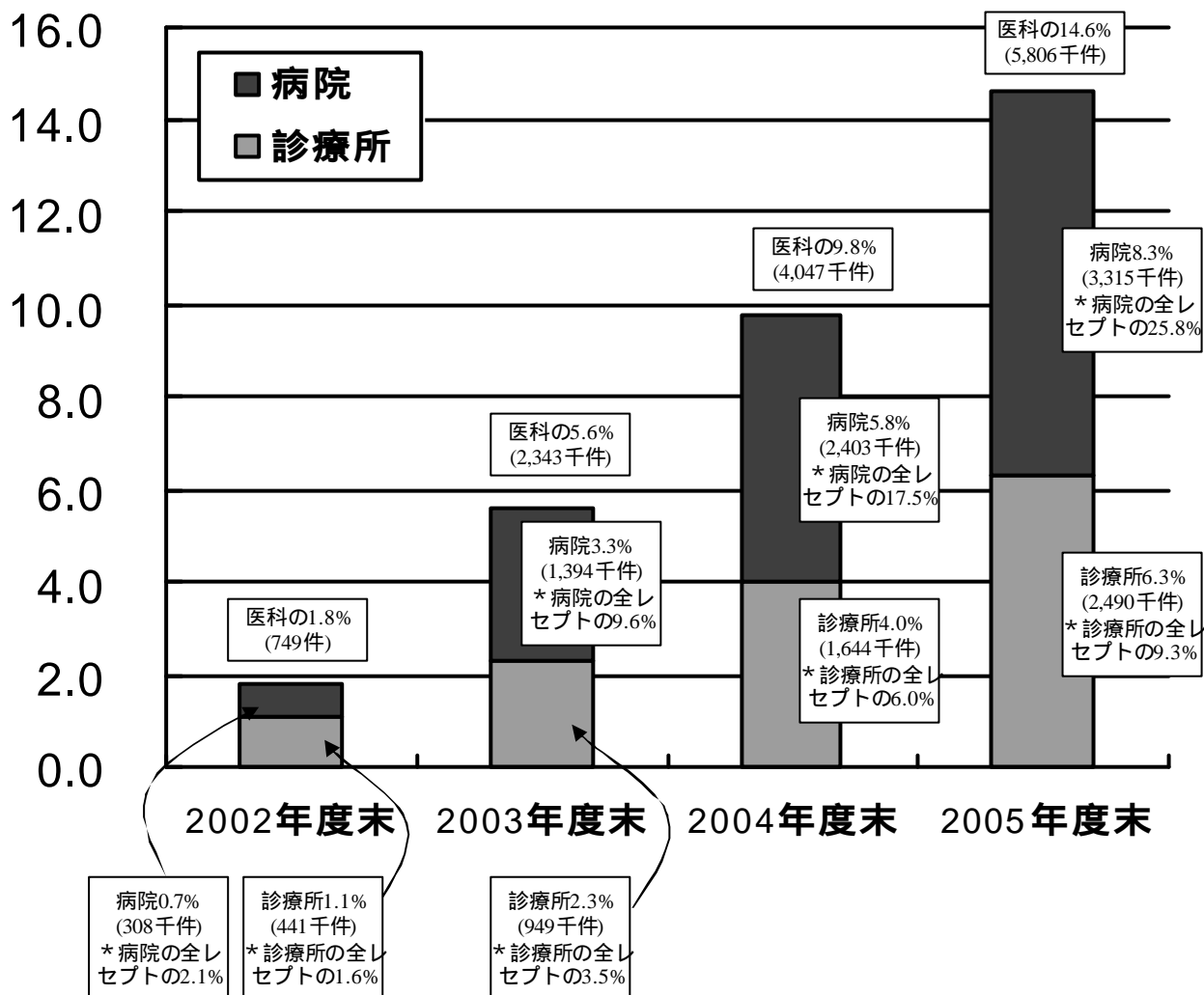
現在、レセプトオンライン請求の普及率は年々上昇してきています。2005年度末で医科の全レセプトのうち、電子レセプトが占める割合は、14.6%(約580万枚)、このうち病院分は8.3%(約331万枚)で(図1)、病院の全レセプトに占める割合でも、25.8%に達しています。この数字を伸ばしているのは政府の方針であることは間違いのないところです。

電子レセプトの完全義務化は

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 1. 2008年度から | 400床以上の病院 |
| 2. 2009年度から | 400床未満の病院 |
| 3. 2011年度から | 診療所       |

に義務づけるという3段階で実施される予定です。さらにオンライン請求できない医療機関に対しては、請求受付拒否や追加費用徴収、支払期日延期などの罰則を科すことも3カ年計画に明記されています。従って、レセプト電子化の対応が遅れると、資金繰りに影響が出てくる懸念も考えられます。

図1 医科の電子レセプト普及率（フェーズ3より）



総務省は、2006年4月に公表した韓国のレセプトオンライン化（EDI=Electric Data Interchange）の調査報告書でもEDIが普及した理由について、紙レセプトの支払期日を27日から40日に延長する一方、電子レセプトは原則15日以内としたことが、「最も効果があった」と指摘されています。

< 追信 >

診療報酬請求の完全電子化が、予定の2011年4月から、1年前倒しで2010年4月からの実施に向け検討に入っている。（日経新聞：平成19年1月7日 朝刊にて）

## テーマ5】証券優遇税制延長の先に見えるもの・・・

(役に立つ税務知識シリーズ )

浅沼みらい税理士法人 代表社員税理士 浅沼 孝男

Q 1 . 今回の証券税制改正で、証券優遇税制が延長されたと聞きました。大きな焦点になっていたようですが、具体的にはどのような内容なのでしょう？

A 1 .

現在、上場株式などの譲渡（売却）益と配当への課税は、株式市場活性化策として、本来20%の税率を10%に軽減しています。この措置は譲渡益については2007年末まで、配当については2008年3月までで終了する予定になっていました。政府税制調査会は従来、この軽減を2007年度中に廃止するように提言していました。しかし「軽減廃止に踏み切れれば、株式市場に影響し株価が急落する」という声が強く、今回の税制改正でこれをそれぞれ1年間延長することとなりました。

ただし、延長するのは1年間の限定です。自民党税制調査会の津島会長もそれを明言しており、今年末に議論する2008年度税制改正で軽減廃止を正式決定する模様です。

Q 2 . 政府税制調査会がそこまで廃止にこだわる理由は何ですか？

A 2 .

政府税制調査会の今後の視野には、「金融所得の一体課税」があります。これはさまざまな金融取引で生じる損益を相殺して課税するというものです。例えば、現状の税制では、株式で売却損が出て、配当所得と通算することはできず、配当の税金はしっかり課税されることが原則です。ましてや、株式の売却損と預金の利息を通算することはできません。なぜかという、それぞれの所得によって「税率」や「課税制度」が異なっているためです。株の売却益については、上場株式であれば10%の税金で済むのに対し、非上場株式の場合は20%の税金であり、株の売却についての税金も統一されていません。配当に対する税金についてもしかりです。まずは上場株式に対する課税を本来の税率に引き上げた上で、この一体課税を導入したいようです。

一体課税を利用する投資家の所得を把握するためには、納税者番号制度を導入する必要があると言われていています。

Q 3 . 納税者番号制度とは何ですか？

A 3 .

納税者それぞれに番号が付けられる制度です。取引をする際には、相手方に自分の納税者番号を知らせ、その相手方も税務署への申告の際には、その取引情報を納税者番号とともに記載することが義務づけられます。しかし実際には、例えば小売業やサービス業などを営む大多数の消費者を相手にした事業者に対しても納税者番号制度が導入できるのか、プライバシーがきちんと守られるのか等という問題が指摘されており、簡単には導入できそうにありません。今年末に再度本格的に議論されるでしょう。



# 【テーマ6】生命保険及び退職金に関する相続税対策 (資産内容別相続税対策シリーズ)

関根公認会計士事務所 公認会計士 関根 則次

一般的にドクターの相続財産は、大きくは次の4つに区分できるのではないのでしょうか。

- ・ 現金預金及び上場株式等金融資産
- ・ 不動産(土地・建物)
- ・ 医療法人の出資金
- ・ 生命保険及び退職金

今回は、前回の医療法人の出資金に続き、生命保険及び退職金に関する相続税対策の概要をご説明します。

## 1. 生命保険の活用

### (1) 非課税枠の活用

被相続人が契約者、被保険者で相続人が受取人となっている生命保険契約の保険金は相続財産として相続税が課税されますが、非課税枠が設定されています。法定相続人(相続を放棄した人を含む。)の数に500万円を乗じた金額までは非課税となります。この有利な取扱いを確実にフルに利用できているかの保険内容の確認が必要です。

枠がフルに使えていないことに気づいても、既に高齢であったり、病気であったりして、一般の生命保険に加入できないような場合には、死亡給付金の受取人を相続人にした個人年金保険の加入を検討します。被保険者が個人年金保険の契約者になり、年金支給開始前に死亡した場合、死亡給付金が受取人に支払われます。受取人が相続人の場合、上記の非課税枠が使えます。

### (2) 契約形態の検討

保険契約の内容(保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人)によって課税関係が異なってきます。保険契約者が父、被保険者も父、死亡保険金受取人が子の場合、非課税枠を超える部分の死亡保険金には相続税が課されますが、保険契約者が子、被保険者は父、死亡保険金受取人が子の場合には相続税は課税されず、一時所得として所得税が課税されます。一時所得に対する課税は比較的優遇されていますので、相続税が課税されるより有利な場合が多くなります。どちらが有利かは配偶者の有無、法定相続人の数等により異なりますので、契約形態が有利になっているか否かのシミュレーションも必要です。

### (3) 生命保険料の贈与と相続税の節税

親が保険料相当額の現金を子に贈与し、子がその現金で親を被保険者とする生命保険契約を締結し、受取人を契約者本人にしておけば、上記(2)のように死亡保険金は子の一時所得として課税され、相続税は課税されません。相続税のかからない納税資金の準備が可能です。

#### (4) 出資持分の引下げと退職金の準備

前回のコンサルニュースと重複しますが、医療法人の出資金の評価の上昇を抑え、医療法人の利益の平準化を図り、支払原資を確保するために生命保険は有効です。医療法人の節税という側面については、課税の繰り延べと考える方が妥当であり、解約時の利益を退職金と相殺でき、退職所得の所得税に転換できたときに節税の意味が生じるので、生前退職金の準備のための保険としては、保険の契約形態に注意が必要です。たまに見かけるのですが、法人の決算対策であわてて医療法人の節税のみを考慮し、被保険者の退職時期に合わない時期に解約返戻率のピークを迎えてしまうような、意味のうすい契約内容になっているケースがあります。

そのような、不合理な契約内容になっていないかの見直しが必要です。保険は入り方より出口の方が重要だと言われています。加入時にはよくその目的と解約時の結果を確認し、十分な納得の行く説明を受けることが大切です。

#### (5) 争族防止のための生命保険

不動産や出資持分の共有は争族防止のためには避けるべきでしょう。しかし、生命保険の場合には保険金の受取人を複数の相続人で共有にしても問題はありません。保険会社から各受取人に指定割合に応じて保険金が振り込まれるからです。

医療法人の出資持分を承継者が一人で相続するような場合、他の複数の相続人に保険金を用意するのも争族防止の一つの方法です。

また、保険金は上記のように非課税枠を超えた場合に相続税が課税されますが、被相続人の財産ではなく、みなし相続財産です。つまり、相続が発生したときに作成される遺産分割協議書（相続人全員の実印が必要）に生命保険金は記載されません。指定受取人固有の財産となります。この特性を活かせば、遺言なしでも、他の相続人の遺留分を侵害しない程度に被相続人の思い通りに特定の相続人に相当額の財産を残すことができます。

## 2. 退職金の活用

### (1) 非課税枠

死亡退職金及び弔慰金の扱いにも、相続税に関する非課税枠等有利な取扱いがあります。弔慰金は原則的には非課税ですが、上限が次のように定められ、上限を超えると退職金として取り扱われます。

業務上の死亡： 給与月額×3年分

その他： 給与月額×6か月分

役員退職金には税務上の適正額があり、一般的に最終報酬月額×勤続年数×功績倍率で算定され、功績倍率は2～3.5ぐらいが設定されるようです。

これは、あくまでも一般的な平均値ですので、個別の事情を考慮して専門家と相談して決定して下さい。（合理性を立証するために役員退職金規程の作成が必要です。）

死亡退職金は上記の保険金と同様に法定相続人一人当たり500万円の非課税枠があります。これらのメリットを享受するには、保険を活用して法人からの退職金の準備をしておくことと、退職金や弔慰金の額を上記の基準を参考にして合理的に設定することが望まれます。

# テーマ7] 事務長・奥様の管理職能を探る

(病医院の運営を考えるシリーズ )

田島会計事務所 税理士 田島 隆雄

前回では理事長・院長先生の「二重業務」をみてきましたが、今回は、これらの二重業務を軽減する、あるいは分担する事務長奥様方の役割、機能といった切り口で検討してみたいと思います。

## ・ 管理職能としての特徴

病医院のライン機能としては、受付・診療・投薬・会計といった一連のお客様（患者）の院内での工程を見ることができます。

そこで、管理職能としては、スタッフ的、側面的、裏方的役割として認識することができます。つまり、院内業務では前面に出ない地味な職能とでもいえるでしょう。これは、ライン機能が十分に成果を上げられるよう側面からの支援機能とも言えるでしょう。理事長・院長先生をはじめとして、いろいろな職種の医療従事者の補佐官でもあります。

一方管理は、経営と診療の間に位置する業務であるので、経営の意思を円滑に院内関係者に伝達する機能でもあり、経営の補佐官でもあります。

「診療と経営の分離」を考える場合には、経営の委譲を受けた経営担当者としての役割も担っており、この場合は文字通り「経営管理者」としても役割を演じる必要があります。

## ・ 理事長・院長先生との報、連、相がポイント

管理職機能を担当する管理者である事務長・奥様は管理機能については、ご自分の専任業務であるため、ご自分の意思で業務遂行が可能です。経営という職能は、理事長・院長先生の固有職能であるため、「診療と経営の分離」から経営の委譲を受けたとしても、経営者との間で、常に報告、連絡、相談を密にする必要があります。そうでなければ、経営と管理がうまく機能しなくなる可能性があります。この機会は経営者、管理者の合同会議等の日程をスケジュール化して、定期的に会合を持つことが重要となります。

## ・ 病医院経営のキーマンとしての役割

比較的中小な病医院では同族経営が多く、事務長、そして奥様はもちろん理事長・院長先生の親族であることが多いようです。

同族経営で注意したい点は、院内での身内の、家庭的会話や立ち振る舞いをつつしみ、院内スタッフとしての組織的人格を発揮する必要があります。院内では一つの職場としての規律が当然求められることとなります。このように事務長・奥様は、院内雰囲気を活かすものとし、時にはスタッフの苦情相談相手として、かなりストレスが溜まる職能と言えるでしょう。

一方同族経営の強み（利点）もあり、総じて病医院経営の良し悪しを決定するキーマンのポジションとも言えるでしょう。

## ・ 事務長・奥様の自己チェックリスト

次に、幾つかの項目を示しましたのでご自分でチェックして見て下さい。  
今後、何か参考となれば幸いです。但し、ケースバイケースによりどちら  
が良いかは、判定することができません。

	YES	NO
1.ご自分は、理事長・院長先生を側面からサポートするスタンスをとっていますか	( )	( )
2.何事も理事長・院長先生におまかせするという発想をしますか	( )	( )
3.院内スタッフの苦情相談相手として認識していますか。	( )	( )
4.ご自分の給与は他のスタッフと比較して相当な金額ですか	( )	( )
5.ご自分の担当業務を整理して理解していますか	( )	( )
6.病医院への出勤時間は何時と常に固定していますか	( )	( )
7.職場と家庭は別々と割り切って考える方ですか	( )	( )
8.理事長・院長先生との権限は立場によりそれぞれ均衡を保っていますか	( )	( )
9.院内の雰囲気はとても良い状態ですか	( )	( )
10.注意したい時は、理事長・院長先生に任せていますか	( )	( )

## ・ むすびに

同族経営は利点もあり欠点もあると言われていています。同族経営の強み（利点）を  
活かし患者中心主義に徹して、益々のご発展を心よりご祈念申し上げます。  
今回は少し、生意気な論調となってしまうかもしれません。お許しください。

## テーマ8] 生命保険の豆知識

(金融に関する知識シリーズ)

(株)リスクマネジメント・ラボラトリー 添田 守

### ・・・ドクターがよく勧められる「終身保険」について・・・

保険外務員がこの終身保険を勧めるときの説明は、

- ・ **一生涯の保障（何歳で亡くなっても必ず受け取れる保険）です。**
- ・ **解約返戻金（貯蓄）が貯まります。**
- ・ **殆どの場合、支払った額を超える額が貯まります。**

という説明が多いようです。

「一生涯の保障」と「貯蓄」両方準備でき、保険料は高額ですが、すごく良い保険のように見えます。本当にそうでしょうか？ 検証してみましょう。

#### **保険金か解約返戻金か？**

解約返戻金を受け取るということは、その時点で保険が消滅するということです。（解約して貯蓄部分を受け取るわけですから）ということは、一生涯の保障と貯蓄の両方を享受することはできないこととなります。どちらか一方しか受け取れないということも忘れがちですのでご注意ください。

#### **法人契約の場合、資金繰りは？**

法人で加入した場合、終身保険は保険料を損金処理できませんので、法人税を払った後のお金で支払うこととなります。これは損金処理できる保険と比べると確実に資金繰りを圧迫してしまいます。

というように、一見よさそうに見える終身保険も、時間軸という指標で俯瞰してみると様々な特徴が見えてきます。このような特徴を把握した上でニーズに合わせるのが良いでしょう。

保障ということでしたら、終身保険に高額な保険料を支払うより、安い掛け捨ての保険で保障をカバーし、残りのお金を運用に回した方が保障と貯蓄という2つのニーズを満たせる可能性が高いと思われます。

相続を視野に入れるのであれば終身保険は力を発揮します。生命保険は相続時に特典があり500万円×法定相続人数までは非課税となります。（相続税法12条）また、生命保険は相続税の対象となりますが、保険金は受取人固有の財産ですので、争いごとが起きないように（争族対策に）利用することもできます。

## テーマ8] 金融商品の豆知識

(金融に関する知識シリーズ )

(株)アセットマネジメント・ラボラトリー 中澤 宏紀

・・・外貨建年金保険を検討しているのですが・・・

国際分散投資の必要性から最近人気の商品の一つに外貨建年金があります。保険会社のホームページやパンフレットには非常に高い積立利率（12月現在、4.9%程度が多い）であると書いてありますが、実際には支払った保険料すべてがこの利回りで殖えていくわけではありません。保険契約上の諸経費も当然ですが契約者が負担をすることになります。こういった経費を差し引いてみると実質的な利回り（払ったお金がどのくらい殖えるか）は表示されている金利より概ね0.8%程度低く4.0～4.1%程度になります。

では、仮に保険会社を通さずに証券会社などで直接アメリカ国債を購入したらどうでしょうか？12月現在の米国債の利回りは4.43%ですから他の条件が一緒ならば10年間で米国債のほうが約5,500ドル多くなります。また、これは保険会社によっても異なりますが為替の手数料も証券会社のほうが割安なケースが多いようです。

年金のような複雑な商品を購入する場合は表面的な数字だけでなく実質的な利回りに注意することが大切です。ご自身で判断がつかなければ専門家に聞いてみるのもいいでしょう。

## テーマ9] モチベーションの下がらない実践指導 part 2

(人事・接遇マナーシリーズ)

質問型アプローチ術(コーチング)導入による変化

(有)エファ 代表取締役 菊地 理恵

### コーチングとは・・・

質問や問いかけを行っていくことで相手が自ら考えられるようにサポートしていく手法

コーチングを導入した組織の多くの方々から“スタッフ全体の雰囲気が良くなった”という言葉を目にします。もともとスタッフ全体の雰囲気を良くする為にコーチングを導入したわけではなかったのかもしれませんが。

組織がコーチングを導入するきっかけは様々でしょう。もっとも多いきっかけとしては新しいマネジメント手法としてコーチングが導入されるというケースでしょう。

つまり、自主自律的な発想から自ら考え、自ら動けるといった本来持っている個々の能力や可能性を最大限に発揮できる人材を育てていく上で有効な手法なのかもしれません。

### 導入による効果

#### その1

#### 組織内での情報共有ができ、風通しが良くなる

情報共有(コミュニケーション)を行っていく環境が、指示命令型から質問型に変わるとこれまで上司から部下に向けて一方向に流れていたコミュニケーションが双方向に流れ始めます。これは、言い換えれば上司と部下のコミュニケーションが循環し始めるということです。

コミュニケーションが循環し始めるようになると、場の空気の流れが良くなります。よく活発にコミュニケーションが交わされているところは風通しが良い組織と表現されるものです。

コーチングを導入した組織の方々から“スタッフ全体の雰囲気が良くなった”という1つの要因がここにあるのかもしれませんが。

#### その2

#### 暖かな雰囲気づくりができる

前文でも述べたように、上司が部下を信頼せずに自分の思惑通りに動かそうとしても部下は心を閉ざしてしまうばかりですが、逆に上司が部下を信頼し暖かく見守ってやることにより、本来持っている能力や可能性を発揮しようとする努力はしてくれるようになるでしょう。

それに対し上司が部下の能力を最大限に発揮できるようサポートしていくマネジメントを行っていくことで、そこでの上司と部下の人間関係はまさに“太陽”のように暖かなものとなるはずです。

様々な問題となっている点と点を組み合わせ、一つの線へとつなげていくための情報をいかに現場サイドから導き出すことが出来るかが、最終的にはスタッフ個々の自己実現につながるのです。コーチングを応用できる場面があれば、ぜひ積極的に実践するよう心がけていただきたく思います。実践する機会が多ければ多いほどコーチング習得の早道となるでしょう。

# テーマ10】改正医療法に関する省令 および 通知 (案) の概要

(医療リスクマネジメントシリーズ)

【18.11.21 厚生労働省医政局】

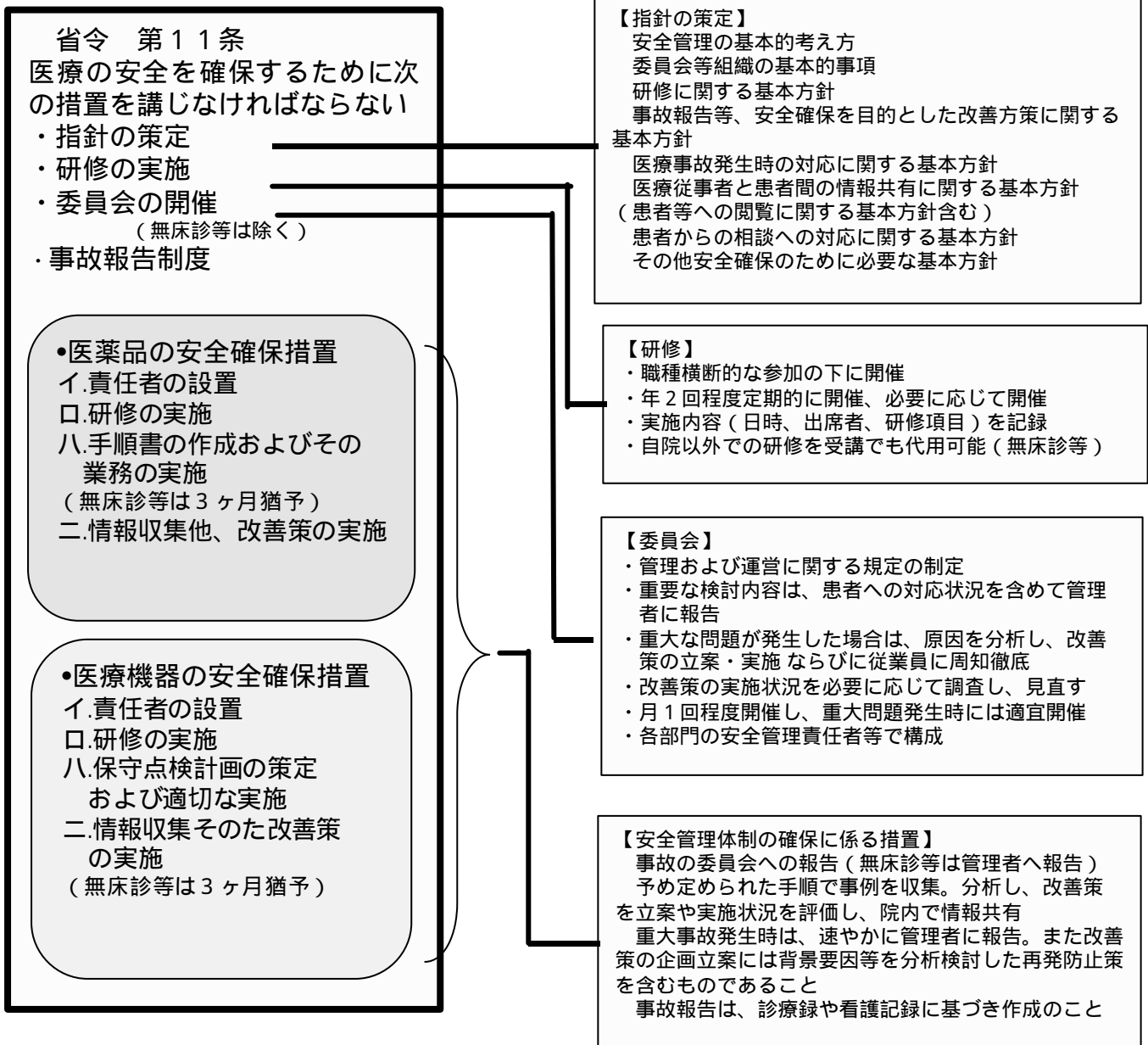
(株) 損保ジャパンリスクマネジメント 医療リスクマネジメント事業部 主席コンサルタント村田勝

今回で本シリーズ最終回となります。前回まで改正医療法（医療安全関係）の概要をご説明をしてきましたが、昨年11月厚生労働省より、改正医療法（4月1日施行）に関する省令および通知（案）が、公表されましたのでその内容をご紹介します。現在、本件に対してパブリックコメントを募集（1月末まで）しており、2月にまとめる予定です。

（注）今回、「医薬品の安全確保措置および医療機器の安全確保措置」および「院内感染対策体制の確保に係わる措置」の各項目の通知（案）は省略しています。各項目の通知（案）およびパブリックコメント募集の詳細については、下記URLへお進みください。  
<http://search.egov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=495060149&OBJCD=&GROUP=>

## 【省令第11条、附則】

## 【通知(案)】





- コンサルメンバー 一覧を挿入

医業経営ライフコンサルタントグループの活動（医業経営セミナー・ニュース等）の中に、皆様からの貴重なご意見・ご要望をできる限り反映させていきたいと考えております。今後取組んで欲しいものなどございましたら、お気軽にお寄せ頂きますようお願い申し上げます。

コンサルタントNEWSについてのご意見をお聞かせください。

- ( ) 役にたつ  
 ( ) 目を通すが役にはたたない  
 ( ) 読んでいない  
 ( ) その他

今後、コンサルタントNEWSの中で取り上げてほしいテーマはございますか？

本号の中で、特に興味をもってお読みいただいた記事はどれですか？ 表示をお願いします。＜複数回答可＞

( )	1	ハッピー経理(4)～やさしい簿記
( )	2	医療法人制度改革の行方
( )	3	第5次医療法改定の影響
( )	4	レセプトオンライン請求義務化！
( )	5	証券優遇税制延長の先に見えるもの・・・
( )	6	生命保険及び退職金に関する相続税対策
( )	7	事務長・奥様の管理機能を探る
( )	8	生命保険・金融商品の豆知識
( )	9	モチベーションの下がらない実践指導PART2
( )	10	改正医療法に関する省令および通知(案)の概要

医業経営セミナーに対してのご意見またはご要望等がございましたら、ご記入をお願いします。

アンケートのご記入ありがとうございました。ご記入いただきました内容は、上記サービスのご提供、および今後の当グループ活動の参考とさせていただくことを目的としたものであり、それ以外の用途では使用いたしません。

## 「生命保険一覧表作成サービス」を申込みます。

FAX または お電話 にて お申込みください。

貴医院名：

ご担当者：

電話番号：

よろず相談窓口（県医師会内）

FAX 028-624-5988

（TEL 028-600-1171 直通）

県医師会 教育・福祉課 担当：三沼